

懲戒委員会議決例目次

番号	議決年月日 事案番号	議決事項	議決の趣旨	頁
【1】	平成19年2月13日 平成17年懲(審)第15号	<p>1 遺言執行者として預かった金銭の精算及び返還を請求されながら、遺言執行者の解任の決定が確定した後になっても精算すら行わなかった事案について、原決定は退会命令としたが、日弁連では、原決定後に預託金の清算金を支払うとの和解が成立したことなどを認定し、原決定を取り消し、業務停止2年とした。</p> <p>2 退会命令が取り消され業務停止となった事案についての、業務停止期間の考え方</p>	原処分（退会命令）変更・業務停止2年とする	3
【2】	平成19年2月13日 平成18年懲(審)第16号	審査請求人が、破産宣告後も破産会社代理人の立場で転付命令を取得するなどし債権を回収したが、それらのことを裁判所や破産管財人に報告しなかった事案で、原弁護士会綱紀委員会議決の主文との関係で、懲戒委員会が懲戒事由として審査の対象とすることができる事実の範囲が争われた事例	審査請求棄却・業務停止2月	5
【3】	平成19年2月13日 平成17年懲(異)第4号	訴訟行為を目的として手形を裏書譲渡して人的抗弁の切断をはかり、裏書譲渡を受けた者をして手形金請求訴訟を提起させる行為が裁判所を介した不法な権利の実現を企図したものとして非行と判断された事例	原決定（懲戒しない）取消・戒告とする	15
【4】	平成19年3月12日 平成17年懲(審)第16号	検察官請求の書証を同意することについて被告人の承諾を得るために各書証について全文を読ませる必要はなく、本件では16分間の接見時間内に同意を承諾するか否かの判断に関して十分な情報を与えたうえで承諾を得たものと判断された事例	原処分（戒告）取消・懲戒しない（4名の反対意見あり）	18
【5】	平成19年3月12日 平成17年懲(審)第21号	管理組合から管理費大口滞納者対策の相談を受け、支払がない場合には最終的にライフラインを切断できる等の規約変更を提案し、指導して規約改正を成立させ、	原処分（戒告）取消・懲戒しない（5名の反対意見あり）	24

		その手続に基づき電気の断線に関与した行為について、切断に至った経緯を詳細に認定したうえで、各行為を相当であったとはいえないが、いまだ品位を失うべき非行とまでは評価できないと判断された事例		
【6】	平成19年5月14日 平成18年懲(審)第14号	確定した無罪判決の弁護人が、その後、被告人が起こした新たな事件を契機として、無罪判決を受けた事件も被告人が真犯人であったかのような言動を行ったことについて、刑事弁護制度の存在意義を否定するに等しい行為であり、許されないと判断された事例	審査請求棄却・ 原処分(戒告)	36
【7】	平成19年7月9日 平成19年懲(審)第3号	東京の審査請求人が事務長を賃借人名義として大阪に「関西サポート相談センター」なる事務所を開設し、行政書士数名をして無料法律相談会を行わせ、審査請求人がそこを訪れた多重債務者の債務整理を受任し、他方、行政書士には破産について1件20万円、任意整理について1件5万円の報酬を支払ったことが弁護士法72条、27条に違反し許されないと判断された事例	審査請求棄却・ 原処分(業務停止1月)	44
【8】	平成19年8月21日 平成19年懲(審)第1号	会社の経営権を争っている相手方らの支配・管理の下にある事務所に、依頼者らが違法に侵入したことを知りながら、退去を勧告することもなく、自らも建物に立ち入った行為につき、弁護士としての品位を失うべき非行に該当するとされた事例	審査請求棄却 (6名の反対意見あり)・原処分(業務停止20日)	47
【9】	平成19年8月21日 平成18年懲(異)第20号	対象弁護士が原告代理人として提起した訴訟の係属中に被告が民事再生手続開始決定を受けたことにより訴訟は中断し、原告は債権届出を行ったが全額否認されたところ、再生債権の調査期日の末日から1か月の不変期間内に受継申立をしなければならぬにもかかわらず、それをしなかったことについて、非行と判断された事例	原決定(懲戒しない)取消・戒告とする(4名の反対意見あり)	50
【10】	平成19年9月10日 平成18年懲(審)第6号	反社会的組織の一員と推測される者を法律事務所に同席させるなどして、対象弁護士を誹謗中傷する新聞記事を取下げさ	審査請求棄却・ 原処分(戒告)	52

		せるなどの交渉が問題となった事案		
【11】	平成19年9月26日 平成18年懲(審)第15号	民事再生申立事件について、審査請求人の事務員が依頼者からの求めに応じて偽造した内容虚偽の給与支給明細書を添付して個人再生申立書を裁判所に提出した行為につき、審査請求人の重大な事務職員の監督義務違反と判断された事例	審査請求棄却・ 原処分（業務停止6月）	56
【12】	平成19年10月9日 平成19年懲(審)第14号	<p>(1) 懲戒請求者であるX₁社グループ8社とX₁社等の代表者Aから、自己破産申立ないし私的整理の委任を受け、その後、解任されたにもかかわらず、解任に理由がないと主張し、預かり保管中の物品を返還せず、また解任する場合はみなし報酬を支払う必要があることを主張し、解任の申出の撤回を迫った。</p> <p>(2) X₁社らが経営するホテルの運営管理を受託したB社の取締役である懲戒請求者X₉を弁護士法違反（非弁行為）で告発した。</p> <p>(3) 懲戒請求者らの債権者及び取引先に対し、弁護士法違反での告発、懲戒請求者らが業務上横領や背任などをしているとの情報があること等を書面で通知した。</p> <p>という各事実につき、原弁護士会は、いずれも弁護士法56条1項の品位を失うべき非行に該当すると判断し戒告処分に付したが、日弁連は、X₉が事件屋あるいは整理屋に類する人物である疑いがあることなどを認定したうえ、①弁護士が告発する場合の調査・検討義務、②依頼を受けた私的整理において依頼人側に整理屋等が介入してきた場合における弁護士の行動のあり方、③依頼を受けた私的整理における弁護士の公正・衡平に職務を遂行する義務と守秘義務の関係について判断し、いまだ弁護士としての品位を失うべき非行であるとはいえないとした事例</p>	原処分（戒告） 取消・懲戒しない（議決要旨2記載の判断に1名の、同3記載の判断に4名の反対意見あり）	59
【13】	平成19年10月9日 平成19年懲(異)第12号	1 依頼者の死亡後に事務処理を継続し、遺産を処分することの適否	異議申出棄却・ 原決定（懲戒し	82

		2 原弁護士会綱紀委員会で審査不相当とされ、異議申出がなされて日弁連綱紀委員会で審査相当とされたが、結局、原弁護士会懲戒委員会で懲戒しないと判断された事例	ない)	
【14】	平成19年12月10日 平成19年懲(異)第13号	届出事務所以外のビルの外壁に「市民・経営・法律相談」、「弁護士 元首相補佐」、「Y」と表示した看板を掲示する行為が、弁護士法20条3項の「法律事務所を設ける」に該当するかが問題となった事案について、日弁連綱紀委員会で懲戒相当とされたが、原弁護士会懲戒委員会が懲戒しないとした事案で、異議申出がなされ、日弁連懲戒委員会が異議申出を棄却した事例	異議申出棄却・ 原決定（懲戒しない）	84

綱紀委員会議決例目次

番号	議決年月日 事案番号	議決事項	議決の趣旨	頁
【1】	平成19年1月31日 平成18年綱第201号	国選弁護士である対象弁護士が、自己が弁護士となった勾留中の被疑者（異議申出人）から差し入れを数回依頼されてその手数料として10万円を受領したことが、弁護士としての品位を害するとされた事例	懲戒審査相当	91
【2】	平成19年2月22日 平成18年綱第164号	事件受任後約3か月半に及ぶ不作為を、迅速処理義務に違反し品位を失うべき非行にあたるとした事例	懲戒審査相当	95
【3】	平成19年5月16日 平成18年綱第318号	互助会契約の解約説明会事業の主催者となりながら、自らは解約説明会に一度も出席することなくその業務を業者に任せっきりにしていた行為が、弁護士職務基本規程11条の禁止する非弁提携に該当し、同規程12条の禁止する非弁護士活動を行う者との報酬の分配に該当するとされた事例	懲戒審査相当	104
【4】	平成19年5月16日 平成18年綱第321号	依頼者である異議申出人から着手金の精算返還を求められ、紛議調停を申立てられたが、対象弁護士は正当な理由なく同調停を3回欠席し不成立とさせたことは、弁護士の誠実処理義務に違反するとされた事例	懲戒審査相当	116
【5】	平成19年5月16日 平成18年綱第429号	海難死亡事故の加害者の刑事弁護人に、被害者遺族との示談交渉において被害者遺族の感情を逆撫でし性急に示談交渉を進めるといふ、品位を失うべき非行があったとされた事例	懲戒審査相当	124
【6】	平成19年7月18日 平成18年綱第79号	法律事務所の事務職員が事件の相手方に対し弁護士名で内容証明郵便を作成・発送したり示談交渉して未払い賃料3か月分を支払わせる等の法律事務をした事案につき、対象弁護士がこれを容認したことは事務職員の監督義務に違反し品位を失うべき非行にあたることとされた事例	懲戒審査相当	131

【7】	平成19年8月28日 平成19年綱第75号	依頼者により偽造された診断書を書証として提出した後、同診断書が真正に作成されたものではないことが判明したとして同証拠の提出を撤回した対象弁護士が、その後も、依頼者の「友人になりすまして手術を受けた」との不合理な説明を信じて同主張を訴訟で行った点につき、診断書が偽造と判明した後の依頼者のなりすましとの説明には合理性は認められず、本件事情のもとでは対象弁護士は自ら一度は同産婦人科に対し確認を試みるべきであったのに、何らの確認を行うことなく不合理な説明を信じ訴訟で主張した対象弁護士には責められるべき点があるとしつつも、対象弁護士が第1回口頭弁論期日の後に同主張が虚偽であることを確認した後は速やかに訴訟を取り下げるなど事態の收拾を図っていることなどから、落ち度はあるが懲戒事由に該当するほど弁護士の品位を損なっているとまではいえないとされた事例	異議申出棄却	138
【8】	平成19年10月18日 平成19年綱第56号	X弁護士の行為が懲戒請求の対象とならないことが明らかであるにもかかわらずX弁護士を対象弁護士とする懲戒請求、異議申出を行い、さらに日弁連の異議申出棄却決定に対し取消訴訟を提起した事案において、対象弁護士がこれら懲戒請求、異議申出、取消訴訟の代理人を務めた行為は非行にあるとされた事例 懲戒請求事件及び不当な懲戒請求をされたことを原因とする慰謝料請求訴訟において対象弁護士がX弁護士を個人攻撃する表現を記載した答弁書や準備書面を作成・提出した行為が非行にあるとされた事例	懲戒審査相当	143
【9】	平成19年11月15日 平成18年綱第355号	準備書面や答弁書において相手方の性行、経歴を表現するのに、「その半生は奇行と犯罪に埋め尽くされてきた。」「詐欺犯」、「常軌を逸した虚言癖と極悪非道を地で行く暴虐に翻弄され」という記載をしたことは、弁護士としての品位を失うべき非行があったと言わざるを得ないとされた事例	懲戒審査相当	152

【10】	平成19年11月15日 平成19年綱第162号	訴訟を提起しても依頼者である異議申出人が期待する結果を得る見込みがないことが客観的に明らかであり、それを弁護士が認識しているにもかかわらずこれを事前告知しないで訴訟提起したことは非行に該当するとした事例	懲戒審査相当	159
【11】	平成19年11月15日 平成19年綱第189号	遺言執行者に指名された対象弁護士が、これに就任しなかったにもかかわらず、遺言執行者の肩書きを使用して郵便貯金の払戻請求をしたり、利害対立する相続人の1人の利益のために行動したと見ざるを得ない行為をおこなった一連の行動は品位を失うべき非行に該当するとした事例	懲戒審査相当	171
【12】	平成19年12月12日 平成18年綱第270号	共同事務所を一緒に経営する弁護士が同じ事務所の事務員とダブル不倫しているとして、対象弁護士がストーカー的な行為を繰り返したり、事務員を誹謗中傷したり、ダブル不倫を告げる文書を同じ事務所の他の弁護士や司法修習同期の弁護士らに送付した行為等が品位を害すべき行為に相当するとされた事例	一部懲戒審査相当、一部異議申出棄却	174

綱紀審査会議決例目次

番号	議決年月日 事案番号	議決事項	議決の趣旨	頁
【1】	平成19年2月20日 平成18年(コシ)第77号	申出人から依頼を受けて土地建物売買契約書の作成及び司法書士の紹介を行った対象弁護士が登記費用を預かったが、その後対象弁護士が経済的窮状を理由に申出人に援助を依頼し、一部を貸付金、一部を報酬金の前払いとして、預かっていた金員からそれらを差し引いた金員を申出人に返還した行為が弁護士倫理に違反するか	懲戒審査相当	189
【2】	平成19年3月20日 平成18年(コシ)第149号	医療過誤事件の相談を受けてから受任するか否かを判断するまでの対応のあり方	懲戒審査相当の議決が得られなかった。	194
【3】	平成19年4月17日 平成18年(コシ)第145号・146号	民事再生法施行後、約1年を経過した時期において、法定期間内に受継の申立てをすることを怠り、期間経過後になした申立てが却下されたことが、対象弁護士の職務怠慢といえるか	懲戒審査相当	198
【4】	平成19年5月15日 平成18年(コシ)第176号	対象弁護士が週刊誌のコラムに記述した内容が、弁護士としての品位を欠くといえるか	懲戒審査相当の議決が得られなかった。	207
【5】	平成19年6月19日 平成18年(コシ)第136号	対象弁護士が申出人に対して行った反対尋問の内容が、弁護士としての品位を欠くといえるか	懲戒審査相当の議決が得られなかった。	211
【6】	平成19年6月19日 平成18年(コシ)第155号	対象弁護士が身分を詐称して、元夫の病気にに関する情報を取得したことが非行にあたるか	懲戒審査相当の議決が得られなかった。	213
【7】	平成19年6月19日 平成18年(コシ)第204号	遺産相続の交渉を依頼した対象弁護士の不誠実な対応が非行にあたるか、また委任事項の処理にあたり十分な調査を行ったか	懲戒審査相当の議決が得られなかった。	217
【8】	平成19年8月30日 平成18年(コシ)第197号	対象弁護士の発言や文書表現が適切であったか	懲戒審査相当の議決が得られなかった。	219
【9】	平成19年8月30日 平成18年(コシ)第221号	訴訟においてマスコミを利用することの是非	懲戒審査相当の議決が得られなかった。	225

【10】	平成19年8月30日 平成19年(コシ)第25号	事件の依頼を受けて、諾否の返事をしなかったことの是非	懲戒審査相当の議決が得られなかった。	234
【11】	平成19年10月16日 平成19年(コシ)第78号	交通事故の被害者に対する加害者側代理人弁護士の対応の是非	懲戒審査相当の議決が得られなかった。	237
【12】	平成19年10月16日 平成19年(コシ)第97号	対象弁護士がマスコミのインタビューを受けて殺人事件の説明をした際の発言の内容が「被害者及び被害者家族の名誉」を傷つけるものであり、家族の心情への配慮に欠けるものであったとの主張について、対象弁護士の行為が懲戒事由に該当する非行といえるか	懲戒審査相当の議決が得られなかった。	241
【13】	平成19年12月18日 平成19年(コシ)第100号	医師法20条違反(無診察医療)を理由に刑事告訴を行うにあたり、十分な検討を行ったか	懲戒審査相当の議決が得られなかった。	244